

香川県にお住まいの方の任意継続保険料額(令和2年4月分～)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			10.34%	12.13%
		円以上	円未満		
1	58,000	～	63,000	5,997円	7,035円
2	68,000	63,000	73,000	7,031円	8,248円
3	78,000	73,000	83,000	8,065円	9,461円
4	88,000	83,000	93,000	9,099円	10,674円
5	98,000	93,000	101,000	10,133円	11,887円
6	104,000	101,000	107,000	10,753円	12,615円
7	110,000	107,000	114,000	11,374円	13,343円
8	118,000	114,000	122,000	12,201円	14,313円
9	126,000	122,000	130,000	13,028円	15,283円
10	134,000	130,000	138,000	13,855円	16,254円
11	142,000	138,000	146,000	14,682円	17,224円
12	150,000	146,000	155,000	15,510円	18,195円
13	160,000	155,000	165,000	16,544円	19,408円
14	170,000	165,000	175,000	17,578円	20,621円
15	180,000	175,000	185,000	18,612円	21,834円
16	190,000	185,000	195,000	19,646円	23,047円
17	200,000	195,000	210,000	20,680円	24,260円
18	220,000	210,000	230,000	22,748円	26,686円
19	240,000	230,000	250,000	24,816円	29,112円
20	260,000	250,000	270,000	26,884円	31,538円
21	280,000	270,000	290,000	28,952円	33,964円
22	300,000	290,000		31,020円	36,390円

※令和2年度における協会けんぽの任意継続保険者の標準報酬月額の上限は、300,000円です。

※介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.34%)に介護保険料率(1.79%)が加わります。

保険料の納付方法

- 毎月初めにお届けする納付書で毎月10日までにコンビニや銀行ATMで納付
- 毎月1日に引き落としの口座振替([口座振替依頼用紙](#))のご提出が必要です。

≪保険料の前納について≫

割引のある6か月・12か月の前納(前納開始月の前月末日までに納付書で納付)

6か月分:4月分～9月分、10月分～翌年3月分 12か月分:4月分～翌年3月分まで

(年度途中で任意継続被保険者となった場合は、資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分までの期間)

退職後の健康保険のご案内

—協会けんぽにご加入の方へ—

R2.3

協会けんぽの任意継続加入の手続き

- 提出書類
[健康保険任意継続被保険者 資格取得申出書](#)
- 提出先
[お住まいの都道府県の協会けんぽ支部](#)
- 提出期限
退職日の翌日から20日以内
(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)
郵送で申請される場合は、**20日以内に必着** するようにお送りください。
- ご家族を被扶養者として手続する場合
扶養者の収入の有無にかかわらず、生計維持関係を証明できる書類の添付が必要な場合があります。
詳しくは「[健康保険任意継続被保険者資格取得申出書 記入の手引き](#)」をご覧ください。

申請・お問い合わせはお住まいの協会けんぽ都道府県支部までお願いします。

申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

退職後(健康保険資格喪失後)の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

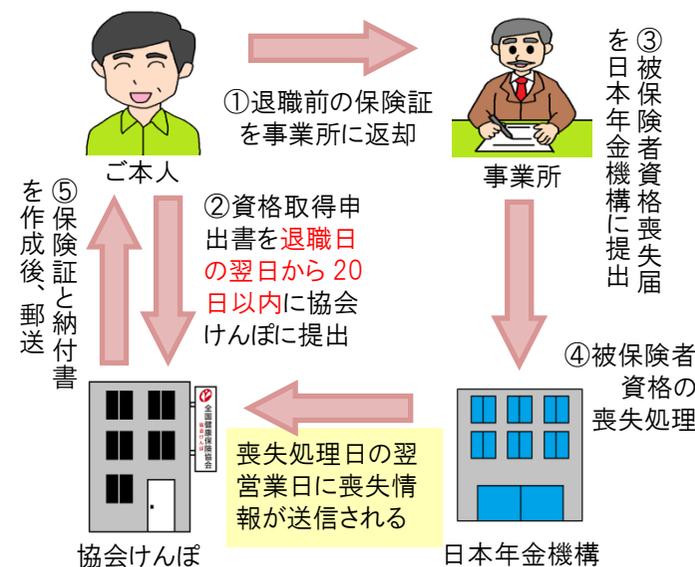
加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ・保険料の減免制度があります。 ・お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 	被扶養者の保険料負担はありません。



ご注意

- ✓ 任意継続の加入期間は**最長で2年間**です。
- ✓ **協会けんぽの任意継続の加入期間中は、国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になる、という理由では途中でやめることはできません。**ただし、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。
 - ・被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
 - ・**保険料を納付期限までに納付しなかったとき**
 - ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
 - ・被保険者が亡くなったとき
- ✓ 申請から保険証発行までは通常 2～3 週間ほどかかります。(右上図参照)

任意継続の申請から保険証発行までの流れ



➤ 申請から保険証発行までは通常 2～3 週間ほどかかります。③と④が完了しなければ、それ以上かかる場合もあります。

※令和元年10月1日からの変更点

退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類を添付いただきましたら、日本年金機構からの資格喪失情報を待たずに保険証の発行ができます。

上記書類の添付がなくてもお手続きできますが、保険証発行までは、上図のとおりになります。

➤ 保険証が送付されるまでに医療機関で受診し全額自己負担された場合は、保険証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで保険負担分が払い戻されます。

(発行)  **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3
香川三友ビル7階
TEL 087-811-0572